（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［略］

［2～18　略］

19　法別表第五第七号の三の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　職業転換給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

二　職業転換給付金の支給を受けることができる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

［略］

20　法別表第五第八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一～十二　略］

十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童の保護者若しくは成年患者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21～58　［略］

59　法別表第五第二十八号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

［一・二　略］

三　公営住宅法第十六条第六項に基づく条例による家賃の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

四　公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

五　［略］

六　［略］

七　［略］

八　公営住宅法第二十九条第七項又は第三十二条第三項の金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

九　［略］

十　［略］

十一　［略］

十二　公営住宅法第三十二条第一項第二号から第五号までの規定に該当することによる損害賠償の請求を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十三　［略］

十四　［略］

十五　公営住宅法第四十八条に基づく条例による金銭の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

十六　［略］

60　法別表第五第二十八号の二の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。

一　住宅地区改良法第二十九条第一項において準用する公営住宅法第十八条第一項の敷金の徴収を行う場合の氏名又は住所の変更の事実の確認

二　［略］

三　［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）

第五条　［同上］

［2～18　同上］

［新設］

19　［同上］

20　［同上］

［一～十二　同上］

十三　児童福祉法第五十七条の四第二項の小児慢性特定疾病児童等の保護者若しくは小児慢性特定疾病児童等の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者又は同条第三項の障害児の保護者若しくは障害児の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認

21～57　［同上］

58　［同上］

［一・二　同上］

［新設］

［新設］

三　［同上］

四　［同上］

五　［同上］

［新設］

六　［同上］

七　［同上］

八　［同上］

［新設］

九　［同上］

十　［同上］

［新設］

十一　［同上］

59　［同上］

［新設］

一　［同上］

二　［同上］